

令和2年第11回坂町議会定例会

会 議 録 （第2号）

1. 招 集 年 月 日 令和2年12月3日（木）
2. 招 集 の 場 所 坂町議会議場
3. 開 会 （ 開 議 ） 令和2年12月4日（金）

~~~~~○~~~~~

4. 出席議員（11名）

|                    |                   |
|--------------------|-------------------|
| 2番 安 竹        正 君  | 3番 光 岡 美 里 君      |
| 4番 主 枝 幸 子 君       | 5番 奥 村 富 士 雄 君    |
| 6番 柚 木        喬 君  | 7番 出 下        孝 君 |
| 8番 瀧 野 純 敏 君       | 9番 大 田 直 樹 君      |
| 10番 中        雅 洋 君 | 11番 中 川 ゆかり 君     |
| 12番 川 本 英 輔 君（議長）  |                   |

~~~~~○~~~~~

5. 欠席議員

な し

~~~~~○~~~~~

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

|            |                |
|------------|----------------|
| 町        長 | 吉 田 隆 行 君      |
| 副 町 長      | 財 満 芳 洋 君      |
| 教 育 長      | 太 田 耕 樹 君      |
| 技        監 | 荒 木        勲 君 |
| 総 務 部 長    | 中 村 政 愛 君      |
| 民 生 部 長    | 大 畠 英 司 君      |
| 教 育 次 長    | 新 谷 裕 美 子 君    |
| 総 務 課 長    | 藤 本 大 一 郎 君    |
| 企画財政課長     | 車 地 孝 幸 君      |
| 税務住民課長     | 松 谷 展 裕 君      |
| 民 生 課 長    | 宮 本 隆 一 君      |

|            |       |
|------------|-------|
| 保険健康課長     | 増木梨江君 |
| 環境防災課長     | 窪野稔君  |
| 産業建設課長     | 本家正博君 |
| 都市計画課長     | 西谷伸治君 |
| 学校教育課長     | 藤原文代君 |
| 生涯学習課長     | 福島浩二君 |
| 会計管理者兼出納室長 | 吉原修君  |

~~~~~○~~~~~

7. 本議会に職務のため出席した者の職氏名

| | |
|--------|-------|
| 議会事務局長 | 西谷信樹君 |
| 主 事 | 秦正憲君 |

~~~~~○~~~~~

#### 8. 議 事 日 程

##### 議 事

##### 日程第1 「一般質問」

~~~~~○~~~~~

9. 議 事 の 内 容

(開会 午前10時01分)

○議会事務局長(西谷信樹君) 皆様、御起立をお願いいたします。

互礼

(一同「おはようございます」)

○議会事務局長(西谷信樹君) 御着席ください。

○議長(川本英輔議員) 改めまして、おはようございます。

傍聴席の皆さん、ようこそおいでいただきましてありがとうございます。これから一般質問に入りますので、ひとつよろしくをお願いいたします。

ただいまの出席議員は11名であります。

会議成立のための定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1「一般質問」を行います。

お手元に配付しております質問通告表のとおり、9名から9問の質問事項が通告されています。

それでは、順次、発言を許します。

なお、質問の際には、要点を絞って御発言願います。

また、再質問は5問までといたします。

4番主枝幸子議員から「児童虐待防止について伺う」について質問願います。

主枝議員。

○4番（主枝幸子議員） 「児童虐待防止について」お伺いします。

近年、児童虐待の防止については様々な施策の推進が図られていますが、痛ましい児童虐待は後を絶たず、相談件数も毎年増加しており、児童虐待は早急に取り組むべき社会全体の問題となっております。

このような状況の中、これまで国において、児童福祉法や児童虐待の防止等に関する法律において、児童虐待の定義が拡大、明確化や早期発見を図るための通告義務の範囲の拡大、児童の安全確保等の立入調査の強化、体罰の禁止等の改正が行われました。

児童虐待への対応は早期発見、対応及び虐待を受けた児童や生徒の支援について、家庭、学校地域社会や関係機関が密接に連携して対応する必要があると思います。

また、今年は新型コロナウイルス感染防止の観点から、学校が長期にわたり休校になるなど、家庭の環境がこれまでとは大きく変化していることから、対応の強化がより一層必要であると考えます。

そこで、児童虐待防止の取組についてお伺いします。

1、町内の児童虐待の現状と傾向は。

2、虐待防止について、担当部署、学校関係、県こども家庭センター、警察等、関係機関との連携はどのように図っているのか。

3、虐待防止について、町民への啓発、周知の方法はどのように行っているのか。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「児童虐待の防止について伺う」の件についてお答えをいたします。

児童虐待は子供の人権を著しく侵害し、その心身の成長及び人格の形成に重大な影

響を与えることから、予防や早期発見、対応がとても重要でございます。

御質問1点目、町内の児童虐待の現状と傾向はについてでございますが、令和元年度中に広島市を除く広島県内3か所のこども家庭センターにおける児童虐待相談件数は2,787件、県内各市町への直接の児童虐待相談件数も2,988件と、いずれも過去最多を更新しております。

本町における児童虐待相談件数は、平成27年度の39件をピークに、平成30年度が22件、令和元年度が20件、本年度が10月末までの7か月間で10件と、近年においてはほぼ横ばいの状況で推移をしています。

児童虐待の内容の傾向としては、広島県内においては、殴る・蹴るなどの身体的虐待が約3割、保護者の怠慢・拒否、いわゆるネグレクトが約2割、暴言や前面DVなどの心理的虐待が約5割となっておりますが、本町においては、身体的虐待が約4割、ネグレクトが約4割、心理的虐待が約2割となっております。

県内全体の傾向としては、心理的虐待が約5割を占めているのに対し、本町の傾向としては、身体的虐待とネグレクトで約8割を占めております。

また、本年はコロナ禍の中における学校の長期にわたる休校や家庭などでの生活様式の変化もあり、これらに起因する児童虐待相談が増加するものと懸念をしておりましたが、現在のところ、本町において新型コロナが起因となる児童虐待相談はございません。

全国的に児童虐待相談件数が毎年右肩上がり増加をしている中、本町において横ばい傾向で推移をしていることは、行政と関係機関が一体となり、予防や早期発見に努めている結果であると認識をしており、今後も本町の児童虐待の現状と傾向を把握し、その内容等を分析をすることにより、児童虐待防止に努めてまいります。

御質問2点目、児童虐待について、担当部署、学校関係、県こども家庭センター、警察等、関係機関との連携はどのように図っているのかについてでございますが、先ほども申し上げましたが、町内において児童虐待案件が発生した場合、国の市町村子ども家庭支援指針（ガイドライン）及び坂町虐待等防止ネットワーク協議会設置要綱に基づき、民生課が中心となり、具体的にはケースの内容に応じて役場担当部署、学校関係、県こども家庭センター、警察等の関係機関から情報収集を行うとともに、各機関の担当者を招集し、個別のケース会議を行い、協力体制と役割分担を明確にした上で、子供や家庭への支援を重層的に行い、連携して早期解決に向けて取り組んでい

るところでございます。

御質問3点目、虐待防止について、町民への啓発、周知の方法はどのように行っているのかについてでございますが、毎年、11月の児童虐待防止推進月間を中心に、家庭や学校、地域等に児童虐待問題に対する深い関心と理解を得ることができるよう、広報さか、本町ホームページでの啓発、ポスターの掲示、学校、保育園等へのチラシの配布を行い、これらを通じて新たに法制化された体罰は許されないということや、児童虐待を発見したらすぐに通報していただくよう、児童虐待防止の広報・啓発の取組を実施をしております。

町といたしましては、今後も子供の健やかな成長に影響を及ぼす児童虐待の防止は、社会全体で取り組むべき重要な課題であると認識をした上で対応してまいりたいと考えております。

御理解のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 主枝議員。

○4番（主枝幸子議員） 予防、早期発見、早期対応が重要であると答弁いただきましたが、具体的にどのような支援や対応をしているのか詳しくお聞きします。

○議長（川本英輔議員） 宮本民生課長。

○民生課長（宮本隆一君） お答えいたします。

予防については、保健師と連携し、個々の母親に対する妊娠期からの適切なケア、未就園児、未就学児の把握などをしっかり行い、その中で育児ストレスや育児ノイローゼなどの問題によって子育てに不安や孤立を抱える家庭に対しては、保健師のほうで養育支援を行っております。その中で、保健師がその各家庭に対して適切な養育に関する指導や助言を行っております。

また、早期発見、早期対応については、坂町児童虐待防止等のネットワーク協議会において、民生課が中心となって、定期的に県、警察、学校などと会議を開きまして、もし児童虐待が発生した場合には、こういうふうに体制を取るというのを常に確認しております。

また、学校、保育園等に対しては、子供や保護者に対して児童虐待の兆候が現れたら、すぐ民生課または県のこども家庭センターに直ちに連絡していただくというふうな体制を取っております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 主枝議員。

○4番（主枝幸子議員） 周囲の人が虐待ではないかと思ったら、ためらいなく、とにかく連絡をする。ためらいなくといっても、ためらいますよね。でも大事なことはよく分かりました。

次に、県こども家庭センター、児童相談所なんですが、の対応として、一時保護がありますが、坂町における一時保護の現状をお聞きします。

○議長（川本英輔議員） 宮本課長。

○民生課長（宮本隆一君） お答えします。

一時保護というのは、児童の命と安全を迅速に確保し、適切な保護を図るために行われる一時的な保護の仕組みでございます。これは県のこども家庭センターが行いまして、県のこども家庭センターのほうがこの一時保護を行う権限というものを持っております。

坂町における一時保護の現状については、近年では年間3件程度、一時保護が行われているような現状でございます。

一時保護の決定については、県のこども家庭センターと坂町が連携いたしまして、身体的虐待などにより児童の心身に悪影響があり、保護者を子供と一時的に引き離すというような判断がされた場合に、一時保護を行います。それで、一時保護中には児童福祉司や精神保健福祉士などの専門家により、保護者の面談や指導を行って、また、子供に対しては医師が子供の発達診断等を行い、その家庭の状況を分析しまして、指導とかが行き届いて、この子供はもう家に帰していいというような判断がされまして、家に帰すようになるんですが、家に帰す前には、必ず役場を中心に個別のケース会議を開催いたします。それには学校やら県やらが一緒に入りまして、事前に子供を帰した後の役割分担をしっかりとそれぞれがいたしまして、家庭に帰った後は、それぞれの機関が連携して支援を行ってまいります。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 主枝議員。

○4番（主枝幸子議員） 家庭に戻っても、また虐待が行われないうえにも、継続しての見守りが大事だということを感じました。

次に、しつけと称して体罰が行われていることを聞きますが、体罰が許されないことが本年4月から法定化されましたが、体罰禁止の部分の町民への啓発、周知はどの

ように行っているのかお聞きします。

○議長（川本英輔議員） 宮本課長。

○民生課長（宮本隆一君） お答えします。

体罰が子供の成長、発達に影響を与えることは科学的にも明らかになっております。しつけと称した暴力などを含めて、体罰が繰り返されると、子供の心身に悪い影響が生じるというふうな報告もされておるところでございます。

このことから、坂町においても、今年度から児童虐待の防止のための町民の皆様への啓発の中で、ポスターやチラシを配布するわけですが、その中に体罰のことも新たに入れさせていただいて、体罰はいけないということを住民の方に周知しているところでございます。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 主枝議員。

○4番（主枝幸子議員） 児童虐待防止に取り組んでいることは分かりましたけど、まだまだ繰り返される児童虐待に対応するため、対策を強化すべきと考えます。町のお考えをもう一度お聞きします。

○議長（川本英輔議員） 宮本課長。

○民生課長（宮本隆一君） お答えします。

残念ながら、坂町においても児童虐待の案件は発生しており、対策の強化は必要であるというふうに思っております。

国のほうでは、全国的な児童虐待の発生件数がどんどん増えておりますので、児童福祉法を改正して、全国の全ての市区町村に令和4年度までに児童虐待の対応のみでなく、地域の子供や家庭の相談に対応できる子供支援の専門性の体制を持った子ども家庭総合支援拠点というのを設置を国のほうは求めております。

このことから、坂町においても国の指針を参考に、坂町の実情に合った国の求めております子ども家庭総合支援拠点を設置して、児童虐待の対応を含めて、地域の子供、家庭の相談に対応できる体制の準備を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 11番中川ゆかり議員から「再度聞く坂町循環バスの土曜・日曜・祝日も運行しては」について質問願います。

中川議員。

○11番（中川ゆかり議員） 「再度聞く坂町循環バスの土・日・祝日も運行しては」の件についてお伺いします。

令和元年12月定例会において「坂町循環バスの土・日・祝日も運行しては」の件で質問いたしましたが、再度、お伺いします。

坂町循環バスはバスの小型化により、坂・北新地便では上条グラウンド前までの運行や、小屋浦・北新地便では天地川沿いの運行が可能となるなど、ルート面での向上や、令和元年7月からは全区間一律150円に改正されるなど、料金面での向上も図られています。

しかしながら、高齢者の運転免許証返納を含め、これからますます高齢化が加速していく中で、日常生活を送る上での交通機関として、循環バス利用者が望んでいる休日運行の必要性を強く感じます。

また、現在のコロナ禍の中で感染対策等についての課題も懸念されますが、利用の多い高齢者が家に閉じ籠もるのではなく、気軽に外出できる環境づくりにおいては大きな課題解決につながるのではないかと考えます。

町が行っている休日運行に向けての調査や独自に行った調査結果を含め、関係当局の考えをお伺いします。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「再度聞く坂町循環バスの土・日・祝日も運行しては」の件についてお答えをいたします。

坂町循環バス事業は平成15年度より運行を開始し、町民の通院や買物等、町内外への移動手段として現在は平日のみ運行を実施をいたしております。

昨年度策定した地域公共交通網形成計画では、ニーズに応じた運行の見直しによる利用促進を図ることとされており、循環バスの運行日、運行時間の改善を検討するため、今年度、改善に向けたコスト計算等の調査を実施いたしました。

調査の結果といたしまして、平日のみの運行を行った昨年度は、年間約1,300万円の赤字となりましたが、休日運行を行った場合、人件費等のコストが約1,900万円増加し、年間約3,200万円の赤字となることが想定され、さらに、定期点検等の際、予備車両の購入が必要となることから、約2,600万円の追加費用が発生をいたします。

現在、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、航空・鉄道・バス等、公共交

通事業者の経営状況は著しく悪化しており、各事業者は運行便の削減やダイヤ改正等、コスト低減を図ることで事業の継続性を確保しております。

坂町におきましても、バス利用料収入は対前年度比約18%の減少で推移をしており、また、新型コロナウイルス感染症の拡大により、収入の根幹である町税では、企業収益の悪化や個人所得の減少による自主財源の減少が今後予想されます。

そのような中、循環バスの休日運行によるコストの大幅な増加は、今後、災害後の復旧・復興事業の推進及び福祉サービスの提供等、町の行財政運営に大きな影響を及ぼすことが懸念されていることから、早期に循環バスの休日運行を実施することは時期尚早と思われます。

今後もコスト計算等、調査研究は継続して実施し、将来、感染症対策が進み、社会情勢が以前のような状況に戻りましたら、改めてニーズに応じた運行日、運行時間の改善に向けた取組を行ってまいりますので、御理解のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 中川議員。

○11番（中川ゆかり議員） コスト面での費用の問題のことはよく理解ができましたが、あまり前向きな答弁ではなかったように思われます。

昨年の12月の定例会で、第5次長期総合計画を策定する中で、将来を見据えた持続可能な地域交通体系ですかね、それを構築するための坂町地域交通網形成計画の中に、土・日・祝日運行を加える可能性と質問をしたんですが、可能性があるということでしたが、第5次長期総合計画案の中には、公共交通機関ではなく、町独自の循環バスだからなのか、記載がなく、残念でした。

このたび質問するに当たり、私も独自に14歳から92歳までの利用者100名にアンケート調査を行いました。坂町第5次長期総合計画の10年先を見据えた計画を策定するとき、循環バスについても明確な意思表示が必要なのではないのでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 西谷都市計画課長。

○都市計画課長（西谷伸治君） お答えいたします。

まず、さきにありました地域公共交通網形成計画においてですが、そちらのほうでは運行日、運行ダイヤ等のニーズに応じた改善を図っていくというふうには記載はしております。

また、先ほどおっしゃった長期総合計画の明確な明示というところになりますが、

長期総合計画の基本計画の中では、JRやバスのダイヤ改正、利用環境の整備などにより、利用者の増加を目指すというふうには記載のほうはさせていただいております。

また、施策を進める上での課題といたしまして、効率化による費用の抑制を考慮しながら、利用者ニーズを把握して、利便性に重点を置いた見直しを行うというふうには記載のほうをさせていただいております。明確に運行日の拡充とまでは記載はしておりませんが、長期総合計画との整合性を踏まえながら、今後また、毎年行われます地域公共交通会議におきまして、効率的で持続可能な運行のほうは検討していただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 中川議員。

○11番（中川ゆかり議員） コロナ禍で利用者も少なくなっている状況ですが、先ほど利用者の促進を図るということを明示しているということでしたけど、もっと利用者に循環バスが安全だということの広報をどんどんしていくべきだと思います。

私の調査の中では、バスがあるからすごい助かると、ありがたいという利用者のほとんどの方が言われる声を聞きました。そのことを先に伝えさせていただきたいと思います。

現在はハッピーマンデー制度によって、従来の祝日を月曜日に移動させたために、土・日・月曜日の3連休が多くなっております。自由な交通手段を使っておられる方たちにとってはハッピーでも、循環バス利用者の多くは70歳以上が7割以上を占めているために、交通手段を持たない利用者にとっては、それがハッピーではなくなっている状況です。

調査では、90%の方が土・日・祝日に運行すれば利用すると答えられました。しかし、財源の問題もあるだろうから、土曜日は病院も開いとるし、土曜日だけでも運行してもらえたらという声も多く聞かれましたが、いかがでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 西谷課長。

○都市計画課長（西谷伸治君） お答えいたします。

議員さんおっしゃった、先ほど病院のほうで土曜日にも開いているというところもあるかと思いますが、町のほうとして、一番病院として大きい病院である済生会広島病院なんですが、そちらは一応土・日・祝日は休診であるというのはちょっと伺ってはおります。ほかにも開いている診療所はありますが、やはり地域公共交通というところ

ろもありまして、利用者のほう、やはり多く乗られるところを重点的に運行のほうはさせていただきたいと考えております。

また、昨年におきましては、ゴールデンウィークは長いときにはずっと祝日ではあったんですけども、済生会広島病院が開いている日には運行のほうはさせていただいた経緯もございます。

そういった形で、ニーズに応じた運行日というか、そこらのほうは臨機応変に対応させていただくというのは考えておりますが、土曜日だけ運行というのも、今後、社会情勢や生活環境の変化を勘案しながら、そちらもまた地域公共交通会議のほうで検討していただいて、我々のほうも調査は行ってまいりたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（川本英輔議員） 中川議員。

○11番（中川ゆかり議員） 土曜日にやっとなられる病院は町内にそのほかたくさんございます。先ほどおっしゃられた済生会病院に行く途中にも幾つかあることをまずお伝えしておきます。

利用者の80%は病院と買物、先ほど課長がおっしゃいましたように併用されています。特に町内に大型商業施設と近くの総合病院、先ほど課長がおっしゃられたように併用される方が多くおられます。同系列の大型店、フジグラン高陽では地域の高齢化に伴い、無料の循環バスが毎日運行されているようです。

町内の大型店、先ほど課長もおっしゃったので、名称を言わせていただくと、フジグラン安芸に買物バスの運行を働きかけるということはできないでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 西谷課長。

○都市計画課長（西谷伸治君） お答えいたします。

先ほど議員さんがおっしゃった大型のフジの店舗で無料バスのほうが行われているというところなんです、やはりそこら辺は、坂町とそちらの地域とは人口規模も違いますし、それなりに企業のほうが努力して、企業収益を上げるということで運行されているとは考えております。

現在、町内のほうでは、災害以降、買物弱者の救済といたしまして、商品販売を移動販売車のほうで各所で展開されているというのは伺ってはおります。仮に議員さんがおっしゃった無料バスのほうを運行をした場合に、これら移動販売車の企業の方々が、売上げの減少でまたさらには撤退される可能性も考えられます。

町のほうが無料バスのほうをフジグランというか、一般の企業のほうに働きかけるというのは、ちょっと慎重な判断が必要であるというふうには考えております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 中川議員。

○11番（中川ゆかり議員） 協力を要請することは、町としてできるのではないかなと、私のほうでは思います。まずは頭で考えるより、行動を実践していただきたいなというふうに、行動を先に起こしていただきたいなというふうに思いました。

次、4問目の質問です。

土・日・祝日の運行についての質問でしたけど、各地域で路線についての意見も多くございましたので伺います。

これまでも見直し等が行われており、大変喜ばれておりますが、町の地形上、坂道が多いために、高齢の利用者が多く、多くの方が不自由を感じておられます。

現在行われている整備事業を含め、第5次長期総合計画案の中にも道路整備事業の推進が上げておられます。昨年行われた町のアンケート結果を反映される意味も含め、坂町地域交通網形成計画策定時には、きめ細やかな路線の延伸を計画してはいかがでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 西谷課長。

○都市計画課長（西谷伸治君） お答えいたします。

長期総合計画の中で、坂地区におきましては環状線道路等、また、県道坂小屋浦線のほうの事業計画のほうはあるというふうにはしております。

また、今、坂町内、どんどん県道を含めて道路整備のほうがされているのは承知しております。その中で、広くなった道路とか延伸した道路については、それぞれ利便性を考慮しながら、地域公共交通会議のほうで議論して、やはりそういったニーズがあつたり、そういった利便性が高まることであれば、そちらのほうは検討のほうは現在もしておりますし、今後もそういう道路状況が改善されるなり広がるということであれば、そういった路線の見直しのほうは行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 中川議員。

○11番（中川ゆかり議員） ぜひ考えていただきたいと思います。

これ、5問目の質問になります。

豪雨災害に続き、コロナ禍で町の行事も開催できない状況ですが、今後、開催が可能となったときには、敬老会でバスを出しているように、そのほかの行事のときにもバスを運行するなど一つの策ではないかと思えます。

買物に関しては、店舗によってはネット販売や移動販売、宅配等が行われております。今の多くの利用者にとっては、それは適応しないのではないのでしょうか。まずはバスの利用を皆さんしてみないと分からないと思いますが、免許証返納を含めた5年、10年、20年後の自身のことを考えたときに、財政負担のことももちろん重要ではありますが、循環バスについて、あらゆる拡大がさらに必要になるのではないのでしょうか。重要になるのではないのでしょうか。届けたい声はたくさんありますので、まとめたものを提出したいと思えます。

これまでの答弁、質問を総合的に鑑みて、希望が持てる前向きな答弁を、町長、お願いします。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 循環バスの運行につきましては、先ほど担当課長が申し上げたような現状では状況で進めていかざるを得ないのかなというような気もいたしておりますが、先ほどおっしゃいましたように、例えば休日にSunstar Hallで行事がある、あるいはまた、町民センターで行事がある。そういう折には、土・日や休日が多いものですから、そちらのほうへ行きたくても、例えば植田の人が行きたくても、なかなか行かれないとか、横浜の方も行かれなかったんで、私も一度、ちょうど待っておられたんで、その方を乗せてきたこともありますけども、そういう意見はよく伺っております。そこらも検討しないといけないなというようなことは担当課のほうともいろいろ協議をいたしておりますんで、また、これもしっかり検討させていただきたいと思えます。

それともう一点、今は国のほうにおいても、いわゆるMaaSですね、モビリティ・アズ・ア・サービスということらしいんですけども、横文字で言いますとですね、要は人の移動の変革をやっていくことをこれからは考えていかなければならないというようなことも、今、打ち出されております。

これ、一つは、国のほうに自家用車の有償の旅客運送の制度がございまして、そういうものを申請しまして、受けまして、地域の中で、ある程度、まだまだ元気のある方が、有償で地域の方を移動していくというようなこともあるようでございまして、

既に私が知っておる範囲では、県外のある自治体でそういう実証実験をやっておられるような自治体もありまして、そういうことも含めて、総合的にこれからやはり考えていかなければならないんかという気はいたしております。

十数年前ですが、一度、ある地域からバスが来ないんでというようなお話があったものですから、それに似たようなことを、一度、話をしたことがあるんです。ある程度、町も負担をしていくし、地域でも地域で困った人をみんなで支え合う、そういう仕組みをつくったらどうなんだろうかというお話をしたことがありますけれども、それは残念ながら、その地域の中でできないというようなことで、流れたこともあります、十二、三年前ですかね。

いずれにしても、全体的なことをよくよく議論をしながら、将来にわたって、やはり高齢化というのは進んでくるわけでありまして、それをみんなでどういうふうに支えていくかということも真剣に考えていく第5次の長期計画にしていきたいというふうに思っておりますので、ひとつよろしく願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 3番光岡美里議員から「再度問う、ひきこもり対策について」質問願います。

○3番（光岡美里議員） 「再度問う、ひきこもり対策について」の件をお伺いします。

ひきこもりとは、仕事や学校に行かず、かつ、家族以外の人との交流をほとんどせずに6か月以上続けて自宅にひきこもっている状態のこと。買物などで時々外出することもあるという場合もひきこもりに含まれるとあります。

内閣府が初めて行った40から64歳を対象とした実態調査では、自宅に半年以上閉じ籠もっている中高年が全国で推計61万3千人いるという調査結果が発表されました。その内訳は7割以上が男性で、ひきこもりの期間は7年以上が半数を占めています。

また、15歳から39歳で半年以上自宅に閉じ籠もっている若者は54万1千人いるという調査結果も発表されました。

坂町においては、西日本豪雨災害以降、多くの訪問活動などを通じて、ひきこもりに関する課題が新たに発見されたのではと考えます。

そこで、現在把握している坂町でのひきこもりの実態と、現在の支援体制、今後どのように対策を展開していくのか、当局の考えをお伺いします。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「再度問う、ひきこもり対策について」お答えをいたします。

本町のひきこもり対策につきましては、国の「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン」に基づき、民生課、保険健康課が県や各機関と連携を図り、対応をしております。

また、相談しやすい環境の整備として、役場、保健センターを初め、広島県ひきこもり相談支援センター等の支援機関の情報を広報、ホームページ等に掲載し、周知に努めています。

本町のひきこもりの実情としては、年齢層が20代から60代までと幅広く、主には家族からの相談で、当事者からの相談や面談につなげるまでに時間がかかることも多く、県や各機関と連携を図り、状況に応じて保健師や民生課職員による家庭訪問を行い、社会適応訓練や就労支援、医療機関への受診につなげるよう継続した支援を行っています。

このような中、平成30年7月豪雨災害による被災者支援において、坂町地域支え合いセンターや保健師が訪問を実施する中で、これまで潜在化していたひきこもり状況にある方や何らかの生活課題などを抱える方などが新たに表面化し、その家族等が抱える経済的な問題や就労、教育など、複合的な課題があることがさらに見えてまいりました。

今後は、ひきこもり対策も含め、少子高齢化の急速な進展等に伴い、保健福祉に関するニーズが多様化していることから、相談体制を強化し、サービスの総合的、一体的な提供を行うことを目的とした各専門機関が密に連携できる保健・福祉の拠点を整備し、包括的な支援体制を構築する中で、住民の皆様へ寄り添った地域密着型の支援を継続をしてまいります。

御理解、御協力のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長（川本英輔議員） 光岡議員。

○3番（光岡美里議員） お答えいただいた中の相談しやすい環境の整備についてお伺いします。

12月のさか広報に掲載されていた職員募集なんですが、一般事務（福祉職）とありました。応募資格は福祉に関する職務経験やボランティアを含む福祉活動の経験を生かし、意欲的に活動できる者とありますが、これは以前一般質問をした際に質問させていただきました、採用されればずっと異動することなく福祉職として相談援助に

当たる職員の雇用であるというふうに期待したのですが、こういった役割を想定しておられるのかお聞かせください。

~~~~~〇~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩いたします。

（休憩 午前10時45分）

（再開 午前10時45分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~〇~~~~~

○議長（川本英輔議員） 藤本総務課長。

○総務課長（藤本大一郎君） お答えいたします。

今回募集しております福祉関係ということで、こちらは福祉部門、ボランティアも含めた福祉を経験のある方を募集しております。その方につきましては、何らかのそういう福祉関係で従事していただく職員ということでございます。

○議長（川本英輔議員） 光岡議員。

○3番（光岡美里議員） ひきこもり支援をはじめ、あらゆる分野の対人援助は専門的な援助技術が不可欠になると考えます。

西日本豪雨災害においても、地域支え合いセンターや保健師以外にも、被災者支援の調査においては、相談支援事業者連絡会や社会福祉士会などを通じて多くの社会福祉士や精神保健福祉士が、そういう有資格者が丁寧なニーズ調査を行ってくれたため、このたびお答えいただいた新たなひきこもりに関するニーズの把握につながっているものと思います。ですので、やはり相談援助の質の向上のためには、社会福祉士、精神保健福祉士の国家資格を持った方の採用が必要になるのではと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 一応、今、おっしゃったような専門的な資格につきましては、町の職員も、今、頑張って、資格を取るべき勉強、研修をしておる職員もいますし、また、保健師も、今、増員をいたしております。優秀な保健師もおりますので、そういう中から、そういううちのプロパーの中から、そういう資格を取得をして、そういう中で活動できるような、そういう環境をつくるべく、今から進めていこうというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 光岡議員。

○3番（光岡美里議員） 職員さんの中で資格を取るように頑張ってくださっている方がたくさん出てきているということで、期待したいと思います。

次に、相談支援体制の強化についてお伺いします。

ひきこもりの状態に至るには、個人個人が日々の暮らしの中で感じている生きにくさも影響していて、これは例えば折れない心を鍛えるとか、そういう精神論ではどうにもならない生きにくさですとか、本人さんが持つ特性といったものがすごく影響があるものだと言われています。そのため、育ちの過程で特性の把握や、その特性に対しての対策というものも必要になってくる、大切になってくるものだと考えますが、どのように対応をされているでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 増木保険健康課長。

○保険健康課長（増木梨江君） お答えいたします。

やはり本人の特性、これを見極めるために、本町では坂町版ネウボラの中で、幼少期から乳児健診でございますとか、そういった中で、保健師が訪問したり相談を受けたりする中で、そういったものを早期に発見する、また、地域に根差しております母子保健推進委員さん、また、民生委員さんを通じて、そういった情報を頂くような形をいたしております。

この情報を頂いたまた保健師がそういった乳児健診等で把握したものにつきましては、本町が母子保健事業の中で行っております専門のコーディネーターさんを招いて、年6回、そういった遊びの中からその子の特性を見だし、また、支援が必要であれば、それをつなげていくというような教室を、先ほど申しましたように年6回開催いたしております。

そのような中で、しっかりと育ちの過程の中で、子供のみならず、保護者、または生活環境、家庭環境についても併せて支援を行っております。

さらには、やはりひきこもりとかそういった特性を持つ子についての地域の理解ということが必要となりますので、今後はそういった地域の理解を深めるための、また講座とかそういったことも働きかけていく必要があるかと思えます。

さらに、子供たちは集団生活に入っております。やはり保育園と幼稚園、それから小学校、中学校、義務教育の課程、また、高校生、こういった集団生活の中の教育現場の中でも、こういったことの対応は継続して必要であると考えておりますので、

そういったことも保険健康課、また、学校教育課、全庁と、民生課等と連携しながら、こういったことを把握し、しっかりと支援をしてみたいと考えております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 光岡議員。

○3番（光岡美里議員） 切れ目のない連携というものがすごく大切になってくると思いますので、そこで伺いたいんですが、今、学校につながっていくというお答えをいただきました。そこで、ひきこもりの定義とは違うんですが、先ほどの学校につながっていきたいというお答えをいただきましたのでお伺いします。

学校においても、不登校ですとか、あと学校への通いづらさを抱えている児童生徒もおられると思います。そういった児童生徒に対応していく中で、現在、感じておられる対応の課題と、その課題への対策をお聞かせください。

○議長（川本英輔議員） 藤原学校教育課長。

○学校教育課長（藤原文代君） お答えいたします。

町内の小中学校において、不登校の定義に当たる児童生徒は在籍しておりますが、ひきこもりの定義に当たる児童生徒は現在はおりません。

不登校や学校へ登校しにくい児童生徒の特性であるとか、それから背景、要因はやはり様々です。現在も個々の実態を捉えて寄り添い、個別に丁寧な対応に努めております。

校長のリーダーシップの下、教職員、スクールカウンセラー、そしてスクールソーシャルワーカー、また、関係機関等との連携をし、取組を進めております。

今後も、個々の特性等を捉えた継続的で充実した連携を課題とし、個々の実態を多面的に捉えて、いじめの早期発見、早期解決、また、コミュニケーション能力の向上など、学校の組織的な対応に努めてまいります。

これらのことが中長期的にひきこもり状況を未然に防ぐことにつながるのではというふうに捉えております。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 光岡議員。

○3番（光岡美里議員） 最後の質問になるんですが、保健福祉の拠点についてお伺いします。

先ほどからお答えいただく中で、様々な機関や部署との連携が非常に重要になって

くるということをお答えいただいております。確かに重要なんですが、相談に行かれる方が、例えば保険健康課で相談をしましたと。その内容によっては、地域包括支援センターの介入が必要であるから、あちらのほうにも行ってください、ないし、あちらのほうからまたいついつに来てもらうんで、そのときに話をしましょうというふうな連携の仕方では、また都度都度、相談に来られたパワーレスになっている状態の方が、また説明をしないといけないというところで、そこがハードルになって、説明に行かれなくなるとか、もう支援を求めに行かれなくなるとことにつながることも様々な現場で懸念されているところです。

そこで、保健福祉の拠点というところで連携ができるところを整備していくというふうに答えていただいておりますので、イメージとしては、そこでこれまでお答えいただいていたワンストップで相談支援ができる、要はそこに行けばいろんな例えば包括ですとか、子供支援の部署であるとか、障害者の支援の部署であるとか、そういったものがそこに一堂に会してあって、だからこそ、そこに行けば全部ワンストップで相談対応してもらえよというものをイメージして聞いているのですが、実際の拠点はどのようなものを想定されているのかということをご構想をお聞かせください。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 今、言われた、まさにそのとおりであります。ただ、大きなでっかい施設をつくるいうのではなくして、やはりあらゆる問題を抱えて相談をされたい方がそこに来れば、総体的に判断をして、その方の対応はできるような、そういう体制をつくっていきたいと思っております。

総合病院で言えば、総合診療科というのがありますよね。どこが悪いかわからん。例えばあなたはこうこうこうで、ちょっと肝臓の数値が悪いようなんで、あっこに行ったほうがええですよとか、あるいはまた、ちょっとあなたは不整脈があるんで、循環器のほうへ行ったほうがいいですよとか、あるいは、あなたは耳がちょっと遠いようなんで、耳鼻科に行ったほうがいいですよというようなことが的確に提示できて、そしてまた、そういう中でどこに行ったらいいかということも、そこでまた医療機関を提供してあげて、そういう連絡も取れるような、そういうふうな形の拠点をつくりたいというふうに思っておるところであります。

○議長（川本英輔議員） 6番柚木 喬議員から「コロナ禍の今後の対応について」質問願います。

柚木議員。

○6番（柚木 喬議員） 「コロナ禍の今後の対応について」の件で質問させていただきます。

以前から質問をしておりますコロナ対策について、町民に対する今後の対応を伺いたいと思います。

1点目、広島県の方針として、令和3年3月末までにPCR検査を1日5,700件実施できる体制を整備するとされておりますが、坂町としては今後どのような感染対策を実施していくのか。

2点目、国からの新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金をPCR検査に使うべきだと進言をしてきましたが、今後の使い道を伺います。

3点目、本町においてコロナの影響で住居確保給付金の支給状況を伺う。

4点目、全国的な経済生活環境の悪化に伴う町の経済対策を伺います。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「コロナ禍における今後の対応について」お答えをいたします。

新型コロナウイルス感染症が全国的に感染拡大する中、広島県ではPCR検査の体制整備、入院医療機関の確保など、感染拡大防止対策を進めています。

また、インフルエンザと新型コロナウイルス感染症が同時に流行することが予想されることから、発熱等があった場合は早めにかかりつけ医に相談することや、かかりつけ医がない場合の専用窓口を設置し、県が指定した身近な医療機関を紹介する対応を11月から開始をしています。

御質問1点目の、坂町では今後どのような感染対策を実施していくのかにつきましては、新型コロナウイルス感染症につきましては、まずは感染拡大防止対策が第一と考えております。これまでもマスクが入手困難であった時期に、1世帯当たり100枚のマスクを配布し、感染予防に役立てていただいております。

今年の冬にかけて、インフルエンザと新型コロナウイルス感染症が同時流行することが予想される中、感染により重症化するおそれが高い高齢者、18歳以下の子供、妊婦及び生活保護受給者等、約6,200人に対しインフルエンザ予防接種費用の全額補助を行っております。

また、住民の皆様日々の生活の中で感染予防に努めていただくため、町広報やホ

ホームページにはその時期の状況に合った感染対策に関する記事を掲載し、週末から月曜日にかけては、防災行政無線を活用し、感染拡大防止のための啓発を継続して行っております。

さらに、広島県の補助事業により、新型コロナウイルス感染疑い患者を搬送するための特別車両を10月に整備し、感染拡大等に対する体制も整えました。

今後も住民の皆様の健康を第一に考え、感染予防対策に取り組んでまいります。

御質問2点目の、国からの新型コロナウイルス感染対策地方創生臨時交付金の今後の使い道につきましては、これまでに感染症の発生時による小中学校の臨時休業等の緊急時においても、情報通信技術の活用により、全ての児童生徒に学習できる環境を整えるGIGAスクール構想事業のほか、町内各公共施設や各避難所へのマスク等の配備による衛生環境の確保対策、事業継続にお困りの中小企業者等に対する町独自の支援金、県の休業要請に協力いただいた中小企業者等に対する協力支援金の町負担金分、新型コロナウイルス感染症の拡大を予防するための1世帯当たり100枚のマスク配布、坂町子育て応援臨時支援金の財源として活用しました。

今後予定されています第3次配分につきましては、臨時インフルエンザ予防接種事業の財源として充当する計画を国に提出をしております。

御質問3点目の、坂町における新型コロナウイルス感染症の影響での住居確保給付金の支給状況につきましては、住居確保給付金制度は、離職により経済的に困窮し、住宅を喪失した方、または喪失するおそれのある方に対して、原則3か月を限度として家賃相当額を支給するもので、月額を支給限度額は世帯人数により3万5千円から最大5万5千円となっています。

本町における今年度の支給額は、新型コロナウイルス感染症の影響により相談件数が増加し、これまでに10件の相談がりましたが、支給要件に該当した方は3件でございます。そのうち2件は収入が改善したため、既に支給を終了しており、現在も継続して支給しておられる世帯は1件となっております。

今後も引き続き本制度の周知を図りながら、生活や仕事などでお困りの方に対して、一人一人の状況に応じた相談や支援を行ってまいります。

御質問4点目の、全国的な経済生活環境の悪化に伴う町の経済対策につきましては、現在、新型コロナウイルスで影響を受けた町内の中小事業者等に対し、国の持続化給付金を補完する形で支援金を給付する坂町中小企業等支援制度を実施しており、11

月末現在、10件の活用がございます。

また、国においては、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として、甚大な影響を受けている観光・運輸業、飲食業、イベント事業を対象に大規模な支援策が展開されており、町のさらなる経済対策につきましては、町の支援制度の活用状況、国の支援策の効果及び今後の経済動向を踏まえ検討してまいります。

御理解のほど、よろしくお願いをいたします。

~~~~~〇~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩いたします。

（休憩 午前11時05分）

（再開 午前11時08分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~〇~~~~~

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○6番（柚木 喬議員） まず、答弁に今後の私は具体的な対策を聞いてるんですね。これ、2回目、3回目なんですけども、今後の具体的な対策にほとんど触れてないことは誠に残念なんですけど、過去のことをいろいろとこれに充当したとかなんかいうんですけども、そういうようなことを残念でしようがないと思うんですが、その分、ちょっと私の具体的な提案をさせていただきます。

まず、1点目ですけども、町長、今の状況下、要は町民はまちの呼びかけを十分守ったからこそ、感染者は2名にとどまっているということですね。これはありがたいことなんです。3波に向けては公助の私は出番だと思うんです。町民を助けなきゃいけないと思うんです。

それで、今朝の新聞もそうですけども、昨日の広島市の感染者は過去最多の37件ということが今朝の新聞報道でございました。この近く、私も市内に近いんですが、このままでは町民はどうしてええやら分からん、不安がいっぱいだと思うんです。

町長、今のこれは緊急事態なんですけど、どのように思われますか。ちょっとコメントください。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） そういう状況があるということは報道等でもよく承知をしております。そういう中で、やはり広島市はあくまでも政令市ですよ。前にもちょっと

お話しさせてもらいましたけども、政令市には保健所もちゃんと設置をされておりまして、国と独自の交渉ができるんですね、政令市は。しかし、我々はやはり県を通じて、県との協議をしながら、こういう対策も進めていかないと、なかなかできない部分もあるのもこれは事実でございます。

先般も大阪府とか東京都もそうでありますけども、国とやり取りするのに、例えば都道府県で実施をできるものは感染症対策をやってくださいというようなことがしっかり示されて、なおかつ、国からもそれに対する支援があるような形になれば、またいろいろ対応もできると思うんですけども、やはり今の現状では、コロナ感染症対策はやはり県と連携をしてやっていくことが、坂町にとっても結果として感染症者の対応、あるいはまた、感染症を少しでも少なくする、そういうことにつながってくるのではないかというふうに思っております。

一番は、これも前にもお話ししたと思うんですけど、今の現状では、坂町のような規模では、なかなかそういうふうな感染症対策をするための、広島県がやっている、あるいはまた、広島市がやっているような対応というのはちょっと難しいというような思いを持っておりますので、専門的な知識を持った方の職員も少ないと思いますし、そういう中では、やはり県としっかり連携をしながら進めていくという方法しか今は取りようがないんじゃないかなというふうに思っております。

広島市と呉市と福山市は独自の保健所を持っておりますので、そういう対応がある程度できると思うんですけど、あとの恐らく20市町は、全ての自治体が多分広島県と連携をしながら感染症対策を講じていくというようなことで進めておられると思います。坂町も現状ではそういう形で進めざるを得ないのかなというふうな気はいたしております。

ただ、先ほども答弁いたしましたように、いわゆる感染をしないような対策については、しっかり行政防災無線、あるいは広報なり、あらゆる手段を講じて町民の皆様にお願いをさせようということのをこれからもしっかりやっていきたい。議員さんもそういうこともあって、みんなが一生懸命努力して頑張ってくれたんで、坂町では、今、感染者が2名しか出てないというのも事実でございますので、さらにそういう気持ちをしっかり町民の皆様にも分かっていただくように、理解していただくように、一生懸命、今、現時点では啓発をしていくということになるというふうに考えております。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○6番（柚木 喬議員） ここにちょっとPCR検査のことの再質問を挟ませてもらいます。

最新の情報では、広島県のPCR検査の本年度の最新目標、これは1日5,700件とされています。これは半年前、年度当初からの2.4倍になっているというような新聞情報がございます。いうことは、各PCR検査をやる部署が何か所かどんだんだんだん県は増やしてるわけですよね。この件は答弁いただいてないんですが、例えばそれが町民が累計何人PCR検査を受けてるんかいうことをちょっと伺いたいと思うんですね、具体的に。

○議長（川本英輔議員） 増木保険健康課長。

○保険健康課長（増木梨江君） お答えいたします。

この町民が何件受けているかということ公表できるものがございます。広島県においては、広島県で受けた行政検査における件数はホームページ等に掲載をいたしておりますが、町民の方が何件受けたかということ公表するということを県のほうからも差し控えるようにと言われておりますので、お答えすることが難しいことと、それにつきましても、行政検査については、実はこれは町のほうには1週間に一度、報告がございます。ただ、今は町長の答弁の中にもありましたように、県が指定した身近な医療機関での検査、これは行政検査ではございませんので、こういった件数は上がってまいりませんので、こちらのほうも御理解をいただきたいと存じます。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○6番（柚木 喬議員） なかなか、これ、県がやりながら、それをまだ5,700からどんどん増やしてもらわんといけんと思うんですが、それが町に情報が伝わらんとというのが、ちょっと、私、不思議に思います。

2点目になるんですか、金の使い道についていろいろと答弁いただきましたけども、ちょっと確認をしたいと思います。

本町ではコロナ対策交付金を約2億円頂きましたけども、答弁では、GIGAスクール構想をはじめ6事業に使用したという答弁がございました。私、配分については、町民に対しては不十分と私は感ずるんですが、町民に向けての使い道というのが二つあると思うんですね、今のいろいろと流れの中で。一つは前向きな対応、つまりクラス

ターが発生しないようにPCR検査をやっていく対応とか、あるいは、二つ目は防御に徹する対応があるかと思うんですね。そういうふうと思うんですけども、その中の一つ目の住民をPCR検査でコロナから守ることというのは行政の役割じゃないかと私は思ってるんです。まちが前向きなPCR検査を実施するために、例えば何かいろいろと自治体でやってる唾液から無症状の人も受診できるPCR検査器を購入して、例えば済生会広島病院さんに寄贈するというふうなことをしたらいかがなもんかということですね。これで新聞情報からすりゃ、予算的には750万円ぐらいとかいうようなことを報道等で聞いておるんですが、このことをどう思われますか。御検討ください。

○議長（川本英輔議員） 増木課長。

○保険健康課長（増木梨江君） お答えいたします。

以前にも済生会さんへというようなことを議員さんのほうから御質問いただいたときにも一度お答えをさせていただいておりますが、やはり済生会広島病院は、広島県においてPCR検査を行う行政検査機関として指定をされている医療機関でございますので、こちらを坂町独自で独占すること、これはできないということを以前もお答えしました。

今のPCR検査、先ほども少し申し上げましたが、県が指定した身近な医療機関で受けられることになりました。以前、9月の議会のときにもこの御質問を頂きまして、そのときに県内で670医療機関がこういった唾液による検査ができることとなっておりますとお答えを申し上げました。これが11月現在、300件ぐらい増えまして、900を超えた医療機関がやはり手挙げ方式で唾液による検査、こちらを実施いたしておるということは把握しております。これはさらには各市町に必ず1医療機関はあるということを県のほうからも情報を得ております。ただし、この医療機関がどこであるのかということは、行政のほうにも知らせていただくことはちょっとできません。というのは、やはりそこが住民の方にもし御周知いただいたときに、そこに殺到するというのを防止するためであると考えてはおりますが、そういったことで、唾液によるPCR検査も実際には町内で実施することができるということで御理解を賜りたいと思います。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○6番（柚木 喬議員） 今、これ3点目ということで、二つ目の防御の体制の件です

よね、前回、マスクを全世帯へ配布したわけでございますけども、これ、私、思うのに、再度、町民にマスクを配布する方法などはいかがでしょうかね。意外とマスクも価格的には安くなってきているということと、必需品としては生活に欠かせないものになっております。初回配布のときは町民に喜んでもらったんですね。マスクの再配布を提案しますが、いかがお考えでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） そういうことも既に検討しております。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員さん、最後ですよ。最後の5問になりますので。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩いたします。

（休憩 午前11時21分）

（再開 午前11時21分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○6番（柚木 喬議員） いわゆる経済対策についてちょっと伺うんですが、近隣のまちでは実施されていることですが、全世帯に対してプレミアム付きの商品券を配布することを私は提案したいんですが、これは全世帯にということで、マスク配布と同時に実施すれば、意外と配送コストがかからんで、意外とみんなが喜ぶんかというて思うんですね。だから1世帯に対してプレミアム付き商品券を配布すること、これを提案するんですが、御検討いただけないでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 以前にもそういうことも検討した経緯がございます。ただ、やはりそれは地元の商工業者の振興にもつながっていかねばならないようなことでもあるわけでありまして。そのプレミアムの商品券を、仮にそれを活用したとしましても、例えば一定の量販店とかいろいろありますよね。そこへお金が回ったんでは、ちょっと地元の商工業の発展のためには寄与しないというようなことも考えながら、いろいろ考えながら、マスクの配布もやらせていただいたわけでありまして。そういう中で、非常に坂町の状況を見る限りでは、ちょっとなかなか難しいのかなというふうな

思いを持っておるところでございます。

~~~~~〇~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩いたします。

（休憩 午前 11 時 24 分）

（再開 午前 11 時 35 分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~〇~~~~~

○議長（川本英輔議員） 8 番瀧野純敏議員から「県道を含む町内道路の現状を聞く」について質問願います。

瀧野議員。

○8 番（瀧野純敏議員） 「県道を含む町内道路の現状を聞く」について質問をいたします。

町では全国的な人口減少時代の中にあっても、豪雨災害からの復旧・復興とさらなる発展を目指し、令和 4 2 年に 1 万 5,000 人を目標とする第 5 次長期総合計画における目標人口を設定しているが、目標達成には道路整備が不可欠である。

しかしながら、坂本郷地区ではいまだ県道の完成箇所も少なく、新設道路も道半ばである。それでも町内のミニ開発は増加傾向にある。今後、県道や町道の延伸が進めば、さらにミニ開発も増加が見込まれる。人口の増加に拍車がかかるのではないかと。県道を含む町内道路の今後の対応はどのようになっているのか町当局に伺う。

1、県道坂小屋浦線 1 工区と高架橋はいつ完成するのか。

2、踏切道路改良促進法の指定を受けた総頭川西踏切は今後どのようにしていくのか。

3、総頭川 1 号線の災害復旧工事はいつ頃完成するのか。

4、ミニ開発地区の私道について課税はどのようになっているのか。

以上。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「県道を含む町内道路の現状を聞く」についてお答えをいたします。

御質問 1 点目の、県道坂小屋浦線 1 工区と高架橋はいつ頃完成するのかについてでございますが、本年度末頃、坂町役場前の高架橋の下部工を発注し、その後、順次 J

R部分の上下部工、山側部分の下部工等の施工を行い、総頭川渡河部分を含めた1工区の完成は、社会状況等にもよりますが、現時点では令和7年頃を目途に完成となる見込みと広島県より伺っています。

御質問2点目の、踏切道路改良促進法の指定を受けた総頭川西踏切は今後どのようにしていくのかについてでございますが、総頭川西踏切の踏切道対策については、県道坂小屋浦線の立体交差化により、現状の交通量を県道に転換させることで交通量を低減し、踏切内での交通事故の防止を図ることといたしております。

また、その他の対策につきましては、今後、国、県、JRと協議をしながら検討していくことといたしております。

御質問3点目の、総頭川1号線の災害復旧工事はいつ頃完成するのかについてでございますが、現在の進捗状況は予定より大幅に遅れていますが、今後、作業員の増員等を行い、工程の回復に努めてまいります。

また、今後、本総頭橋から荒神橋、向井田橋から旗橋の残区間の工事を年度内に発注し、令和3年度内での完成を目途に進めてまいります。

御質問4点目の、ミニ開発地内の私道について課税はどのように行っているのかにつきましては、私道は地方税法において固定資産税の課税対象となっておりますが、土地の所有者からの申請に基づき、一定の要件を満たすものについては、地方税法第348条第2項第5号の「公共の用に供する道路に対しては固定資産税を課税することができない」との規定により、私道を非課税とする適用を行っております。

御理解、御協力のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 瀧野議員。

○8番（瀧野純敏議員） 県道に対しては町長からこういう答弁がありましたけど、まず、この県道にしても、私ももう19年からこうやってずっと、私が町議会議員に出たのも、この県道ができるじゃろう思って出とんで、今までずっと質問してきました。この令和2年もこれが最後なんで、私はこの質問をするのでございますけど、まず、これがいつできるかいうて、令和7年、これも目安。ですが、言いたいのは、1-1工区の中の2工区の総頭川線までということになれば、やはり何かをしていかんと、これでは、今、町長が言われたことは、大ざっぱなことであって、私が言うのは、皆、人間には、いつでも言うように、年をとれば、おらんようにならにゃいけんのですよ。そしたら、今おる現在の人のためにも、これはもうちょっと考えを変えて、県道がで

きんのなら、今、側道だけでも、総頭川線の今ある1-2工区の中でも、あそこの保育所の前、あそこの三角もきれいにするとか、最後の行き当たるところの最後ですが、それぐらいも通して、1-2工区だけでも完成することはできんのか、その辺を聞かせてください。

○議長（川本英輔議員） 本家産業建設課長。

○産業建設課長（本家正博君） お答えいたします。

先般の9月議会のときにも議員のほうから御質問があったと思いますが、道路につきましては、先ほど県道の完成時期は令和7年頃を目途に進めていると伺っております。

そういった中で、町といたしましてできるところといたしまして、例えば交通量の分散を図るための浜田中洲線の改良等を進めておりまして、そういったところで対策を行っているということをお理解いただけたらというふうに思います。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 瀧野議員。

○8番（瀧野純敏議員） その辺はあまりしつこくは聞きません。でも踏切改良促進法のこれを受けとる総頭川ですね、依然として県道ができてやできん。高架ができたらゆうのは反対ですよ。高架がこうやって10年かかるんなら、踏切をちょっとよくすりゃいいんです。前回、私がこの踏切で質問しました。そのときには、坂の踏切と船越の踏切だけが不良じゃったんです。そしたら、何か月か前に夜中にやりよりました。私は何しよるか行ってみたら、あそこをきれいに、鉄道との間の枕木を全部変えて、船越に行ったら、船越はしてありません。坂だけは確かにしました。今はだからクッションのように、ガタガタガタとならずに走れますよね。それをもう少し進めりゃいいんですよ。そのためには、やはりこっちのほうもちょっと考え直す必要があるんじゃないか思うんですが、その辺はどうなのか聞かせてください。

○議長（川本英輔議員） 本家課長。

○産業建設課長（本家正博君） お答えいたします。

総頭川西踏切につきましては、町長の御答弁の中にもありましたように、踏切内での交通事故防止という観点の中で、まずは交通量の転換を県道において行うことで事故の減少を図る、これが踏切対策の主な対策としているところでございます。

答弁の中で、今後、その他の施策については、国、あるいはJRというふうに、こ

これらの関係機関の中で詰めていくというようなお話を申し上げております。そういった中で、例えば踏切内の歩行者と車道の分離であるとか、そういったことができるようであれば、そういった対策、あるいは看板表示を行えば、そういったことで交通の分散を図れる、そういった対策のほうを今後検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 瀧野議員。

○8番（瀧野純敏議員） 3番目の中で総頭川線、これが、私の言いたいのは、向田橋より上は要らんですよ、今は。それより、そうでしょ、総頭川線もあるんですよ。西側、上条の方の今の不便を考えますか。今、皆さん、あそこに住んどらんからなんですよ。あの間が、大体言えば、12月までで済む予定ですが、まだ半分もいってないですよ。だから、寺参橋をまずやる。できんのであれば、今の総頭川線を直して、今の県道の通るところ、今の補修道路ですよ、災害の、あれを、今、バスとか消防車なんかは行きよります。それで川の向こうの中村地区に住んどる人は利用しよります。ですが、これをあと坂町の中で、上条、西側で中型車、要するに普通車、5ナンバー、3ナンバーが何でか、おたくらがボタンを押したら一発で出るはずですよ。そしたら、その方ぐらいは、あの道を、作業道路、人間が50メートル曲がるのはやねこいけど、車が50メートルというのは簡単なんです。そしたら植田を回らんでも、十分町民は安心する。そのためには、やはりあの道路を通らすか、それによってあそこの住民の恐らく七、八十台、100台もおらんと思いますよ。それで昼は通らんのだから。それからあその普通車だけが通れるように、今の作業道路を利用できんのか、その辺を聞かせてください。

○議長（川本英輔議員） 本家課長。

○産業建設課長（本家正博君） お答えいたします。

議員のおっしゃるように、国土交通省が施工されています工事用道路の利用につきましては、町におきましても、総頭川の災害復旧工事を行うに当たりまして、利用についていろいろと国土交通省と協議をさせていただいたところでございます。

そういった中、なかなか一般車両の供用に供しながら、工事用車両と重複して車両を通行するということになると、道路の構造等、いろいろ通常の道路構造とは異なるということから難しいということで、今現在の運行形態を取っているところでご

ざいます。

今後につきましては、どうしても通れない、工事の進捗に当たっては、どうしても迂回路がそこを通らないとできないということも考えております。そういった際には、国土交通省にお願いして、その区間については、最小限の範囲となりますけども、工事用道路の使用について、ある程度、御承認のほうをいただいているといったような状況でございます。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 瀧野議員。

○8番（瀧野純敏議員） このたびの質問の中で、何がメインかいうたら県道じゃない。今から言うのが本当なんです。

4番目ですね、ミニ開発。今、坂町の中でミニ開発、要するに小さな6棟、10棟ぐらいだった団地がたくさんできとるんですね。10年前からできてます。その中の道路が依然として町道になってないんですよ。あるんですよ。それを、私、1週間かけて、これ全部通ったところ、皆さんから出してもらいましたけど、ですが、そこがどうなるかいうたら、今、あの小ちゃい団地を、まず言いたいのは、今、元の農協の下、あそこに6軒、7軒できとります。そしたら、町がこれをつくるときには厳しい規制をして、道路4メートル、中には回転場をつくれ、いろいろと言って造とるんですよ。その道路へ街灯一つできんのなら、町道へつけいうてもできん。何でかいうたら、あれは町道でないんだから。だけど、今、ここを見れば、申請すれば、そうしましたよ。そういうて行ったら、町民の住民協の会長に言いんさいと。若い人が10世帯なり8世帯なり6世帯が入とったら、それを坂の役場の敷居が高いのに、若者が来ますか。何で坂町の職員が1人行って、団地ができるときにその業者に言うか、新しくできた後なら、その人らに触れの一報を入れて、みんなで申請したら道路代がただになりますよと。1円でも10円でも払うのを、町民と一般町民の、町長がいつも言う安心・安全で平等な域に達してないんです、これ。

ましてや、言っちゃ悪いけど、浜宮の元の宮田のしょう油の裏、丸木1号線かいね、それから入る道路なんかは、街灯一つにしても、サービスが悪いのはどうしたかいうたら、あのUターンのあと5メートル下へ立ててやったら、街灯は中照るんです。そしたらあの住民は真っ暗闇でも通れるんです。中に立てんでも、そうでしょ。

そしたら、今度はあそこのムラカミの裏、十何世帯ありますよね。これはU道路に

なってます。回転道路は要りやせん。あそこでもそうでしょ。街灯一つありますか。それはこっち側の大きい町道には二つついてますよ。でもその立った位置を、道路が見える、ここに例えば、道路にできるように、それすらせずにおって、そうでしょ。そして今度は新しくそこへ今言うトヨタの駐車場、今、榎尾建材がある隣の新しい開発、あそこには2本道路ができますよね。今度はこれに県道の側道もできますよね。そしたら、今、あっこにまた十何棟建ちますよね。それでもする前に、その道路に対する街灯をつけるとか、道路使用をちゃんとしてやるべきじゃないか思うんですね。そうせんかったら、今、言うように、今はたまたまこれ二つです。まだ言えば、牛の首のはなみずきの隣、8棟ありますね。そこも十何年前に建っておりますよ。それで私が前に言ったときには、頭から蹴られた。でもあそこの人は、あそこへ1個、はなみずきに街灯をつけました。でも5年ぐらい灯がついてないんですよ。街灯を変える人がおらんから。そしたら、ここらに住む人も、多分、ここも提出しとらんかな、どこがゼロか分かりません。だけどそれが今から先、せっかくの道路を造って、新しい町民を入れて、3千人増やすんであれば、その辺の緩和はしていいんじゃないか、その辺を聞かせてください。

○議長（川本英輔議員） 本家課長。

○産業建設課長（本家正博君） お答えいたします。

議員のおっしゃられている開発後の団地の造成につきましては2種類あるのかなというふうに認識しております。一つは都市計画法に基づいて開発を行うもの、もう一つは建築基準法に基づいて道路を家を建てるために引き込むもの、この2種類のタイプがあるかと思えます。

いずれにしても、事前に協議に業者さん等が例えば建築確認の際でありますとか、開発申請に際しまして来られた際、こういった際に、場を通じまして、どうされますかということも、業者と行政とで協議を行いまして、その結果、どうしても業者さんが持たれる場合につきましては、そういった街灯を今後必要になった際には、極力、購入される方の要望に沿って、その中に街灯を設置していただくとか、そういったような配慮を求めたように文書等で指導、あるいは助言等を行っているところであります。

以上です。

~~~~~○~~~~~



○議長（川本英輔議員） 午前中の会議はこの程度にとどめ、暫時休憩をいたします。  
再開は午後1時とさせていただきます。

（休憩 午前11時53分）

（再開 午後1時00分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 5番奥村富士雄議員から「日本一魅力のあるまちづくりの推進を」について質問願います。

奥村議員。

○5番（奥村富士雄議員） 「日本一魅力のあるまちづくりの推進を」の件で御質問します。

現在、第5次長期総合計画の基本構想と基本計画が策定中でございます。令和11年まで10年間の坂町の目指すべき姿と道筋、町民の豊かな生活と町民一人一人が誇りの持てるまちづくりを計画的に進める計画です。また、今年は町制施行70周年を迎えた記念すべき年でもあります。

目標は大きく持てということがあります。今後10年間「日本一魅力のあるまちづくり」を目標にし、その実現に向けて行政、議会、地域、町民が一体となって突き進むべきではないでしょうか。

豪雨災害の復旧・復興の取組で、被災前より安全で安心な災害に強いまちづくりを目指していますが、この際、日本一の防災のまちを目指しては。また、「健康さか21計画」が策定される中、健康日本一のまちづくりを。そして、「悠々健康ウォーキングのまち宣言」から10年経過した中、ウォーキング日本一のまちづくりなど、日本一を目指してはいかがでしょうか。目標を共有し、その実現に向けて力強く行動すれば可能ではないでしょうか。

町長は来年1月の町長選に8期目の立候補をされるとのこと。長期的に町政のかじ取りをされてきた実績をもとに、将来に向けて坂町が日本一魅力あるすばらしいまちへと前進していくよう、町長の見解をお伺いします。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「日本一魅力のあるまちづくりの推進を」の件につきましてお答えをいたします。

本町では、令和11年度を目標年次とした第5次長期総合計画を策定し、基本構想につきまして、昨日、可決いただきました。

今後10年間のまちづくりの基本テーマといたしまして、甚大な被害を受けた平成30年7月豪雨災害から一日も早く復興し、町民一体となって支え合いながら、まちの将来像である「自然に恵まれた健康で文化的な住みよいまち」を目指し、「災害から復興し、みんなにやさしいまち坂町」と設定をいたしました。

御質問の、日本一の防災のまち、健康日本一のまちづくり、ウォーキング日本一のまちづくりなど「日本一魅力のあるまちづくり」を目標にし、その実現に向け突き進んではどうかについてでございますが、これから10年間のまちづくりの基本理念といたしまして、1、みんなが安全で安心して暮らせる防災に強いまちづくり、2、次世代に引継ぎ、住み続けられる地域づくり、3、豊かな自然と快適な生活環境づくり、4、誰もが健康で、明るい笑顔があふれる福祉のまちづくり、5、子どもたちが将来に夢や希望を持ち飛躍できる環境づくりを掲げております。

これらの理念に基づく主な施策といたしましては、安全で安心に暮らせるまちづくりのため、雨水排水対策、土砂災害対策の整備率を成果指標とし、インフラの強靱化を図ってまいります。

また、誰もが健康で暮らせるまちづくりのため、健康寿命の延伸を成果指標とし、ウォーキング教室の開催や65歳到達者への万歩計配布を行うなど、健康づくりを推進してまいります。

さらに、観光振興による活気あるまちづくりのため、観光客数やベイサイドビーチ坂への来場者数の増加を成果指標とし、ベイサイドビーチ坂へ物販施設を整備し、地元特産品の販売、海でのマリンスポーツ、ビーチスポーツ、魚釣り、背後でのトレッキングの拠点施設とするとともに、町内外へ町の魅力を情報発信する本町のシンボリックな施設とすることといたしております。これらの具体的な施策の実施により、町の魅力がより高まっていくものと考えております。

このたびの第5次長期総合計画基本計画に掲げる基本的施策には、それぞれに目標とする10年後の姿を掲げており、「日本一」とは表現をいたしておりませんが、日本一を目指す意欲を持って、より一層魅力あるまちづくりに取り組んでまいります。

御理解、御協力のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 奥村議員。

○5番（奥村富士雄議員） 最後に日本一とは表現しておりませんが、日本一を目指す意欲と。意欲は弱いね。やっぱり宣言をすとか、表現を出すというのが必要じゃろう思うんです。

ここの例えば今の長期総合計画の基本理念、例えばあそこの中に日本一を目指してそういうまちづくりをすとかいう表現にすれば、もっとインパクトがあるはずなんですよね。何かありきたりのような言葉でやっ取るから、あんまりインパクトがないと。やっぱり町民にも訴える力がないんですね。

例えば日本一を目指そうと、まちづくりをしようということであれば、町民もやっぱりそれなりの意欲がわいてくる思うんですよね。そこら辺が、町長がせつかく8期も出るのに、それぐらいの意気込みがあってもええと思うんです。

特にこのたびの豪雨災害で、今、復旧・復興をやってますけども、被災前よりか安全で安心なまちづくりというような表現、確かにええんじゃないけども、そこへもう一言、日本一の防災のまちづくりをやっていくんだというようなやっぱり気概が欲しいんですよね。そこら辺はどうでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 文章のほうではそういうふうな整理になっておりますけども、その気持ちは変わりません。要は、計画したものをいかに信念を持って実現をしていくかということが、やはり大切なんだと思います。行動でしっかり日本一になるような姿をこれから皆さんに見ていただくようにしっかり頑張っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 奥村議員。

○5番（奥村富士雄議員） 町長の強い気持ちというのは分かるんじゃないけども、それを広げていかにやいけんわけよね。広げていくというのは、町長の気持ちだけじゃやっぱりいかんわけです。それを波及していかにやいけん。そうすると、やっぱり何らかの形で宣言していくというような形が必要じゃろう思うんですね。ほいじゃけん、防災のまちも、例えば日本一の防災のまちというのはどういふなんが日本一になるんかのいうたときに、いろいろなやり方がありますよね。防災教育が日本一じゃとか、防災のハードが日本一じゃとか、あるいは避難行動が日本一になるとかいろいろある思うんですよね。だからそこらをこういう形で、ほいじゃあ防災日本一の坂町にしようじゃな

いかというようなことに、町長だけでなしに、町民がその目標に向かって行動できるようなことが私は必要じゃろう思うんですよね。

はいじゃけん、防災のまちが直近の話題としてはええんですけども、ぜひそこら辺を意識して明文化するということは、やっぱり頭にイメージされますんで、ただ心の中で思っただけじゃ絶対駄目じゃろう思うんです。常に口に出して日本一を目指すということでやれば、必ず実現できると思うんですよね。だから、まず一つは防災のまちというのは一つの選択肢としては必要じゃないかと。

面白い統計調査がありまして、日本全国1,741市町村の日本一度を調査しとるんがあるんですよ。それぞれあるんです。広島県で日本一がないのは安芸高田、世羅、坂町。安芸高田は多分神楽やなんかで日本一いうのを宣言してもよかろう思うし、世羅は観光農園とかいろいろありますから、そうすると、坂町だけがないんよね。

例えば府中は人口が日本一のまち、熊野は筆が生産量日本一、海田はこのたび織田幹雄のスクエアいうてできたじゃないですか。あれは日本人初の金メダリストですから、それは日本一いうのをうたってもええわけですよ。江田島はカキが日本一とかいうのがあるんですけども、だからそういうやっていくことが日本一につながるようなものいうのはあるわけですね。それでまちづくりをしとる市町というのは結構あると思うんですよね。

その中で、今、防災いうのもあったんですが、ベイサイドビーチが今から物販施設やなんかができる思うんですけども、あそこを、今、JRの駅があるんですよ。JRの駅を出て、国道筋じゃけえ、道の駅をつくる。海に面しとるから、海の駅をつくる。三つの駅ができれば、これ日本にはないんよね。日本のどこにもないんですよ。だから日本一のそういう駅づくりというのができるはずなんですよね。そういうのも一つの視野に入れていくべきじゃないかと思うんですが、いかがですか。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 反論するわけではないんですけども、1万3千人程度のまちでオリンピックへ2名、坂町から出とるんですよ。これは多分どこを探しても、分かんないんですけども、ひょっとしたら該当する自治体がどうなんかのいうような気はしております。ここにも1名おられますけれども、それは多分ひょっとしたら日本一かも分かりません。

そういうこともございますけれども、いずれにしましても、ベイサイドビーチにつ

きましても、これから民間のディベロッパーを招聘して、あそこをしっかりとものにしようということで、今、進めております。ただ、まだここでどの企業、どの団体がどうということは申し上げることができませんけれども、いずれにしても、ごく近い時期にそういうこともまた議会の皆さんにも報告をさせていただかなければならない時期が来ると思いますが、このベイサイドビーチもよそにない、先ほど申しましたように、マリンスポーツ、ビーチスポーツ、あるいは魚釣りもございますし、あるいはまた、背後地を活用した山歩き、トレッキングですね、そういうものが一体的にできる、そういう拠点にしていきたいと思っておりますし、また、ある意味、今式の例えばデジタルを使って云々とか、そういうふうなものも網羅したそういう海に面した施設にしていきたいと思っております。それも恐らく、分かんですけども、日本全国津々浦々を調査してみなければ分かりませんが、この近辺ではまず近辺のモデルになるような、そういうベイサイドビーチの物販施設、あるいはまた利活用になるように、今から懸命にその実現のために取り組んでいきたいという決意を持っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（川本英輔議員） 奥村議員。

○5番（奥村富士雄議員） ベイサイドビーチは西日本一の長さの人工海浜ということですが、さっき町長が言われましたように、いろんな施設を整えて、私は別に遠慮することなくて、そういう日本一のベイサイドビーチをつくっていくんだと。調査してそれに勝るところがあるかもしれんけども、ええんじゃないか思うんですね。それを訴えとらんところがあつたら、ベイサイドビーチが先に日本一の宣言をすりゃええ思うんですね。そういうことでやっていくと。

愛媛県の二見町に夕日日本一のまちづくりをやつとるところがあるんですけども、そこは勝手に日本一いうのを宣言したわけです。それをやつとるところもあるんですよ、日本一いうのを。でも、ここで見れるのが日本一の夕日じゃいうことでやつとるわけです。そういう意味から言つたら、ベイサイドビーチのあつこの夕日は非常にええけえ、日本一じゃろう思うんですけども、そういう形で、私は何らかの形で文章化するとか、あるいは宣言するとかいう形でやつていけば、目標が具体的に分かるわけです。じゃあ日本一を目指そうじゃないかということで、我々議会もそうじゃし、行政もそうじゃし、町民もそうじゃし、それに向かつて進んでいけば、いつか実現できるような気はするわけですよ。

だからさっきの町長の話のように、いろいろこれもこれもこれもいうんじゃないくて、日本一のビーチにするためにこれもこれもやるんだという形で、まず日本一のビーチという目標にして、それからいろいろ取り組んでいくというような形をすればええ思うんですよね。

だから、今のところ、防災の関係とビーチを何とか日本一のビーチにするというような形を、ある程度、明文化するというような形ができればと。本来的には基本構想の中にそれが入ればええんじゃないけども、それはもう議決しましたから、基本計画の中でもいいですから、そういう形で、やっぱり何らかの形で明文化するという必要があると思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） そういう気持ちは常に持っておりますので、それを明文化するのか本当にいいのかどうかということもしっかり検討しながら、今後、取り組んでいきたいと思えます。

○議長（川本英輔議員） 2番安竹 正議員から「小屋浦地区の土地区画整理事業推進計画書の作成を」について質問願います。

安竹議員。

○2番（安竹 正議員） 「小屋浦地区の土地区画整理事業計画書の作成を」の件についてお伺いします。

平成30年西日本豪雨災害を受けた小屋浦地区にはまだ多くの世帯の空き地が点在しております。今後の生活再建への判断を迷っている地権者がほとんどです。

こうした生活再建を目的とした空き地対応に、町として個々の地主や民間企業の進出だけに任せるのではなく、もっと積極的に関与していき、小屋浦地区土地区画整理事業計画書を作成し、新しい時代にふさわしい道路の新設、拡幅、住宅地の整備推進、民間開発業者の参入等も含め、取り組んでいただきたいものと考えます。

そうすることにより、近い将来、子育て世代の若い世帯も定着・流入し、人口流出から人口増に転換し、店舗や医療施設の進出も期待でき、以前の活気ある小屋浦地区に戻ることを期待して提案いたします。町当局の考えをお伺いいたします。

以上。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「小屋浦地区の土地区画整理事業推進計画書の作成を」の件に

ついてお答えをいたします。

現在、本町では、一昨年の豪雨災害から一日も早く元の生活を取り戻し、被災前よりも安全・安心なまちとすべく、昨年策定した坂町復旧・復興プランに基づき、被災者支援、災害公営住宅の建設、インフラの強靱化等、復旧・復興に向けた取組を実施し、被災者の生活再建や安全・安心な住環境整備を推進をしております。

まず、土地区画整理事業とは、道路・公園等の公共施設の整備・改善及び宅地の利用増進を図るため、土地区画形質の変更及び公共施設の新設または変更を行うことを言います。

公共施設が不十分な区域では、減歩という方法で地権者からその権利に応じて少しずつ土地を提供していただき、その土地を道路・公園等の公共用地が増える部分に充てるほか、その一部を売却して事業資金とし、宅地の整地、家屋の移転補償等の一部に充てて事業を進めていきます。

事業計画を作成する際には、提供していただく土地や事業資金の負担額等、地権者の同意が条件となるため、事業開始までに相当な期間が必要になると想定されます。

町といたしましては、早期に災害からの復旧・復興を目指していることから、長い期間が必要となる土地区画整理事業で小屋浦地区の復興を図るのではなく、今年策定予定の第5次長期総合計画に基づいた定住対策や道路整備等、様々な施策を実施することにより次世代に引き継ぎ、安心して住み続けられる地域づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

今後も地域住民や小屋浦地区住民福祉協議会と連携を図りながら、良好な住環境整備の推進を図るとともに、活気ある地域の復興に努力してまいりたいと考えております。

御理解のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 安竹議員。

○2番（安竹 正義員） 土地区画整理事業は時間がかかるのはよく理解しております。

今現在は小屋浦地区は災害によって大方空き地になっているところが広い部分があります。そういったところを開発するのであって、広島の段原地区のような時間がかかるとは考えておりませんが、そういった空き地の土地区画整理事業、こういうものを、今、申し上げたわけで、町としてはいかがお考えでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 一応、今、おっしゃったことは何となく理解はできます。そういう中で、やはり町が主体でやることも確かに大切なんですけれども、地域、その地権者が一体となって、この地域を区画整理事業を導入して整備をしていこうというやはり機運が高まらないと、なかなか、先ほどの答弁の中で一部述べさせていただいておりますけど、減歩の問題とかいろいろなことがございます。そういう機運が高まれば、地権者の間で何ができるか、あるいはまた、行政がそれをどういうお手伝いができるかと。そして、そのお手伝いの中で、例えば国なりの支援がどういう形で得られるか、こういうこともしっかり議論ができるんであらうと思いますけれども、まずはそういう機運をぜひとも高めていただいて、一つの土俵に乗れるような形ができれば、検討の余地は十分にあると思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 安竹議員。

○2番（安竹 正議員） 今、おっしゃったこと、よく分かります。私が聞いておるのは、何人かの地権者の方から、そういったことを申し出たら、町のほうはどうなんだろうかということでお聞きしておりますので、ぜひまた地権者はそのあたりを話し合っていていただいて、また町のほうにお願いに上がるというようなことで進めてまいります。

その中で、広い空き地はそういうことが言えますけども、部分的にまだ小さいところが、ミニ開発ができるようなところもあります。ただ、道路も狭いもんですから、あらかじめそういったところの道路の線引き、そういう計画をしていただければと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 本家産業建設課長。

○産業建設課長（本家正博君） お答えいたします。

今の先ほどのお話でいきますと、狭い空き地のところに道路ができないかというようなお話だというふうに承ります。これにつきましては、道路を計画いたしますと、やはり現在では4メートル以上の道路を計画してまいりますので、そうした場合に、逆に狭い空き地だけですと、残りの残地といいますか、宅地の部分が取れないといったようなことも出てまいります。

また、先ほど来からのお話の中でいきますと、やはり区画整理とかこういった地区の整備というのは、ある程度、面的なもので考えるものであって、やはり空き地だけあるからというのではなく、既存の建っているお宅も含めて、そういった面的な整備

の中で初めて大きな事業の効果が得られるのではないかというふうに考えておられて、やはりそこらあたりを考えていけば、なかなか今の空き地だけを見た整備というのは難しいのではないかというふうに考えております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 安竹議員。

○2番（安竹 正議員） 小屋浦地区の住宅地の建蔽率と容積率の問題もあろうかと思うんで、道路をちゃんと4メートルなら4メートル取れば、建蔽率、容積率が上がってくるのではないかと思うんで、今、三丁目辺りはちゃんとした区画整理がされてまして、その辺りの建蔽率とかは以前と変わらないんでしょうか、現在。

○議長（川本英輔議員） 西谷都市計画課長。

○都市計画課長（西谷伸治君） お答えいたします。

道路が広がったから建蔽率が上がるとかという問題ではなく、今のところは変更はございません。

○議長（川本英輔議員） 安竹議員。

○2番（安竹 正議員） 小屋浦三丁目の辺りの災害前の建蔽率と今の建蔽率は変化してるんでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 西谷課長。

○都市計画課長（西谷伸治君） お答えいたします。

災害前と後を比べて変更はございません。

○議長（川本英輔議員） 安竹議員。

○2番（安竹 正議員） 最後になりますけども、三丁目辺りは一戸建ての災害公営住宅を建てるという計画の下に土地の提供の募集がありました。そういう方たちは、町が買ってくれるんだな、安心だなというような気持ちでおられたと思うんですが、今現在、そういう計画がなくなったということでがっかりされておられて、そういったところの土地を町が買い上げるとか、そういった計画はございませんか。

○議長（川本英輔議員） 本家課長。

○産業建設課長（本家正博君） お答えいたします。

小屋浦三丁目の土地につきましては、当初、災害公営住宅を戸建てで建設する予定の際にそういったお話がございました。戸数の増加、あるいは面積の関係から、こういったところで建設ができないということで、その際、応募をいただきました所有者

の方にも丁寧な説明をしてきたところでございます。

その後、その土地について今後買収計画はないかというお話でございますが、現時点では、三丁目のあの各部分等につきましては、買収のほうの計画はございません。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 7番出下 孝議員から「イノシシの捕獲を」について質問願います。

出下議員。

○7番（出下 孝議員） 「イノシシの捕獲を」の件について伺います。

平成30年7月の豪雨災害から2年が経過しました現在、被災前に比べ、イノシシの被害の声を多く聞きます。背景には、イノシシの繁殖や、同時に砂防ダムや河川などの災害復旧工事で生息エリアが狭隘となり、山間部から人里に拡大していることなどが考えられます。

夜になると山から下りてきて農地に現れ、えさのミミズを掘り、農作物などを荒らし回っており、耕作者はイノシシの被害に頭を抱えております。「イノシシのえさをつくっているのではない。農業の意欲も減退し、辞めたくなる」といった声も多く聞かれます。

そこで、イノシシの捕獲事業について伺います。

1点目は、被災前5年間のイノシシの捕獲数と坂町有害鳥獣駆除班の地区別人数と平均年齢は。

2点目は、捕獲事業の現状の課題と具体的な対応策、また、今後の計画をお伺いいたします。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「イノシシの捕獲を」についてお答えをいたします。

坂町では従前よりイノシシの農地への進入を防止するための金網等の材料費の補助や、駆除のために一般狩猟期間以外においても坂町有害鳥獣駆除班に駆除を依頼し、被害防止対策を行っております。

御質問1点目の、被災前5年間のイノシシの捕獲数と坂町有害鳥獣駆除班の地区別人数と平均年齢はについてでございますが、被災前5年間の捕獲数は、平成26年が80頭、平成27年が90頭、平成28年が30頭、平成29年が46頭、平成30

年が130頭でございます。

坂町有害鳥獣駆除班の地区別人数と平均年齢は、平成26年が坂地区4人、横浜地区2人、小屋浦地区3人、平均年齢62.2歳、平成27年が坂地区4人、横浜地区2人、小屋浦地区3人、平均年齢が63.2歳、平成28年が坂地区5人、横浜地区2人、小屋浦地区3人、平均年齢64.0歳、平成29年が坂地区5人、横浜地区2人、小屋浦地区3人、平均年齢が64.6歳、平成30年が坂地区5人、横浜地区2人、小屋浦地区2人、平均年齢が64.0歳でございます。

御質問2点目の、捕獲事業の現状の課題と具体的な対応策、今後の計画はについてでございますが、現状の課題といたしましては、被害の増加、駆除班の班員数が駆除数と比較してなかなか増加しないことや班員の高齢化と認識いたしております。

これに対する具体的な対応策でございますが、農地への柵の設置、ごみの出し方等の啓発、講習会等を通じた若い世代の駆除班への勧誘活動を行ってまいります。

また、今後の計画でございますが、引き続き、農地への柵の設置や駆除班への勧誘等、現在行っている対応を行っていくとともに、ICT・IoTを活用した獣害対策の導入等を検討し、駆除班の負担軽減・効率化を図り、当町の現状に見合った施策を講じながら、イノシシによる農作物への被害を防止していきたいと思っております。

御理解、御協力のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 出下議員。

○7番（出下 孝議員） 今、御答弁をいただきました。その中で、駆除班の班員数と駆除数について比較して、なかなかこれが増加しないというような御答弁でありました。

私も捕獲数について答弁のなかった平成30年、令和1年も含めて、捕獲数を確認してまいりました。今、捕獲数と人数について、平成26年から28年までは人数は9名ぐらいで、大体80から90頭捕獲しております。それが29年になりますと、やはり人員は9名ですが、捕獲数は46頭、37頭少なくなっておるんですね。30年はやはり人数は変更ありませんが、逆に130頭も捕獲しておるわけですね。84頭、前年と比べると捕獲数が増えています。

令和1年を見ますと、これはこの前の評価資料にありましたように73頭ということで、前年度57頭少なくなっておるいうように、29年、30年、31年というのが人員は変わらないんですが、捕獲数がアップダウンがひどいですね。これはどうい

うようにこの数字を見て分析されておるんですか、お聞きします。

○議長（川本英輔議員） 本家産業建設課長。

○産業建設課長（本家正博君） お答えいたします。

一つに、人数のこともあろうかと思いますが、イノシシを捕獲するに当たりまして、やはり経験とか技術面でも必要なことがございます。こういったところも一つ要因しているのではないかというふうに思っております。

また、逆に令和2年度でいきますと、今時点までで103頭ほど捕獲しているといったようなこともありますので、ひとえにちょっと人数というわけでもないのかなという分析はいたしております。

いずれにしても、駆除班の方の中でも、やはり技術の継承とか、こういったところに、要はわなを仕掛けたら捕れるのかとか、そういったようなポイントをきちんと伝えて、技術を上げていくということが大事じゃないかというふうに認識しております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 出下議員。

○7番（出下 孝議員） それで、高齢化という問題が、答弁の中で高齢化を認識するというようなことが答弁されました。

これについて、これの対応、これについて答弁の中では、今後、ICT、IoT等の活用ということで、駆除班の負担軽減とか効率化を図るということに答弁がありました。

これについて、府中市で実証実験をやっておりますね、御存じと思いますが。このようにスマートフォンとかパソコン等の情報通信技術を使って、遠隔操作して監視とか捕獲するシステムを用いて効率よく捕獲につなげておって、非常に効果があるというような評価も受けておると聞いております。こういった具体的な活動いうのも、今から高齢化だんだんとしていきますが、こういったことで対応していかんと、イノシシに負けてしまうということになろうかと思っておりますので、そこら辺はどのようにお考えですか。

○議長（川本英輔議員） 本家課長。

○産業建設課長（本家正博君） お答えいたします。

議員がおっしゃられるように、最近はICT、IoTを使いました技術を使って獣害駆除のほうもやられている市町村もいらっしゃいます。

坂町における駆除班におきましても、代表の方については今のICTが使われたのも個人的に導入されてやられておられます。実際に見回りのやはり負担というものもかなり大きいですから、そういったところを自動的に捕獲されたらお知らせしてくれるということで、効率化が図られて、こういったのが新たに駆除班に入られた方とかで使っていただけたら、非常に有効ではないかというふうに町のほうも考えておきまして、こちらの技術の導入については検討を進めているところでございます。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 出下議員。

○7番（出下 孝議員） もう一点、お聞きしたいのは、この捕獲事業の制度についてといいますのが、なかなかこの捕獲者の人員を見ますと、今から少なくなってくるんじゃないかとといいますのが、令和2年の広報さかの1月号、それから8月号に募集の記事を載せておりますが、先ほどの人員を見ますと、増えておる、応募されとる人というのはゼロだろうというように認識しとるんです。

それで、これをもう少し人員を確保するという意味から、現在、この制度の見直しをしたらどうかと提案いたします。といいますのが、免許を取得するためには、講習会の受講料が7千円、それから受験料が5,200円、合計で1万2,200円要るわけですね。これを自腹で払って取得しておるという状況です。今後、この取得をみやすくするのに、ここら辺をもう少し、受験して免許を取った暁には、町のほうが補助をすとかいうような優遇措置を講じていかんと、これを全て勝手に取りんさいやと、取ったら自前ですよということでは、なかなか高齢化に対して狩猟者の人員確保というのは難しくなると思われるので、そこら辺のこういう補助制度、試験に合格して登録した場合には補助するというような制度に改めてもらいたいと思うんですが、いかがですか。

○議長（川本英輔議員） 本家課長。

○産業建設課長（本家正博君） お答えいたします。

議員がおっしゃられるように、試験制度、試験受験料や、あるいは登録料の手数料等を負担されておられる自治体等もあるのは承知しております。ただ、なかなかこの狩猟につきましては、やはり個人の適性というものもございまして、ひとえにお金を出せば受験者が増えて登録者が増えるといったようなものでもないというふうに考えております。

また、今年度でございますけれども、坂の有害鳥獣駆除班からもいろいろお声がけを
していただいた中で、複数名の方に受験をしていただいたんですけども、やはりその
中では試験の科目の中に適性試験、学科試験、それから技能試験等がございます。こ
ういった中で、やはりどこでちょっと不合格になったのかも、今、ちょっと分析をし
ているところですけども、そういったことで、なかなかお金を出せばメンバーが増え
るといったようなことではないというふうに考えております。

それよりも、むしろそういったところの支援体制を、講習会を受ければ、学術的な
知識的なところは補完できますけれども、技術的なところといった実技もありますので、
そういったところを有害鳥獣駆除班のほうで支援できるのではないかとというふうに考
えて、また今後進めていきたいというふうに考えているところです。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 出下議員。

○7番（出下 孝議員） 私が言っておるのは、合格して登録した暁には補助してもい
いんじゃないかと。今は合格しても滑っても、自腹でやっとするわけです。ですから、
この講習料を払って合格して免許を取得した暁には、それが条件で補助金を支給する
というように改めたほうが、より人員確保のためにはいいんじゃないかと考えるわけ
ですが、そこら辺、どうですか。

○議長（川本英輔議員） 本家課長。

○産業建設課長（本家正博君） お答えいたします。

合格した後に補助を、今の支援をするというのも確かにおられますが、まずその
段ではなくて、まず試験そのものを受ける人員のほうから、今の当町の駆除班の場
合は確保することが先決だというふうに考えておりますので、そこら辺の指導のほうを
まずしていきたいというのが今の町の考えというふうに考えております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 出下議員。

○7番（出下 孝議員） これ、繰り返しになるんですが、この公募をかけるというのは
前提で話をしております。そういう人がおって、それで受講して、試験を受けて、登
録するという段階での話で補助を出したらどうかということで、ですから、応募活動
というのは今までどおりどんどん広報さかとかそういうものでやっていく必要があると
認識しておるんです。その上での話なんです、制度をそういうふうにしたら、補助

金を出す制度にしたらどうかと。

といいますのが、この人員を見てみますと、1年に1人とか2人とかいうような数字じゃないんですね。もう26年からずっと9人でいっとるわけです。費用的にもそんなにびっくりするほどの、1万2,200円ですから、びっくりするほどの費用でもないと思うんです。ただ、私が言うのは、そういう人が登録しやすいように、受験しやすいようにということで、合格して免許証を取った人、この人に限って、そういう補助金を出したらどうかという話をしとるんで、そこのところをもう一度御検討願いたいと思うんですが。

○議長（川本英輔議員） 本家課長。

○産業建設課長（本家正博君） お答えいたします。

繰り返しになりますが、今の当町の状況では、まずは試験を受けていただいて、それで合格者を出すということを考えております。その上で、議員がおっしゃられました、今後、その後、どうされるかというのは、またちょっと今の人数を増やすという話とは別のような考えでおりますので、ちょっとそこはまた改めて考えさせていただけたらというふうに思いますんで、よろしく願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 10番中 雅洋議員から「植田－水尻側道線の整備予定について伺う」について質問願います。

中議員。

○10番（中 雅洋議員） 「植田側道線の整備予定について」伺います。

平成30年の西日本豪雨災害で国道31号と広島呉道路が崩壊し、両道路が通行できなくなり、急遽、バイサイドビーチ坂内を迂回し、広島呉間を通行できるようにしたことはまだ記憶に新しいところであります。これを機会に広島呉道路の4車線化案が浮上し、工事着手が決定もいたしました。

また、坂町都市計画マスタープランにも仮植田－水尻側道線の整備推進が計画されてもおります。

この4車線化に伴い、植田までで止まっている植田－水尻間に側道が延伸される工事は、坂町にとっても植田、水尻地区の防災対策にも大きなメリットが生じ、大いに期待するところであります。

こうした中、植田－水尻側道線の新設に向けて、現在の進捗状況、今後の予定等について以下内容でお伺いいたします。

- 1、工事着手と工事完成時期はおおむねいつ頃か。
- 2、側道の用地は全て取得済みなのか。
- 3、側道の延伸場所は水尻地区のどの辺りまでの予定なのか。
- 4、幅員は現在の植田側道線並みなのか。何メートルくらいなのか。
- 5、側道整備は広島呉道路の海岸側なのか山側なのか。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「植田－水尻側道線の整備予定について伺う」についてお答えをいたします。

（仮称）植田－水尻側道線につきましては、水尻地区への進入路が国道31号からの1か所しかないことから、地区への進入路を輻輳化させることで孤立化のリスクを低減し、災害後の救助活動や支援活動を円滑に行えるよう、広島呉道路の4車線化に併せて整備を計画をしている道路でございます。

御質問1点目の、工事着手と工事完成時期はおおむねいつ頃かについてでございますが、今後の社会状況等にもよりますが、現時点では着工は令和3年度、工事完成時期は令和10年前後と予定をいたしております。

御質問2点目の、側道の用地は全て取得済みなのかについてでございますが、現在、側道線の設計については西日本高速道路株式会社と協議中でございますが、水尻側の終点部及び広島呉道路と並行する部分については、今後、用地の取得を予定をいたしております。

御質問3点目の、側道の延伸場所は水尻地区のどの辺りまでの予定なのかについてでございますが、終点部については、水尻川左岸沿いの水尻1号線に接続するよう検討しております。

御質問4点目の、幅員は現在の植田側道線並みなのかについてでございますが、植田水尻側道線については、地形条件等から全幅員が5メートル、車道部分の幅員が4メートルで設計をし、幅5メートルの待避所を2か所程度計画する予定でございます。

御質問5点目の、道路整備は広島呉道路の海岸側か山側なのかについてでございますが、側道線については、広島呉道路の4車線化に併せて計画をしておりますので、山側を予定をいたしております。

今後とも御理解、御協力のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 中議員。

○10番（中 雅洋議員） 側道については、現在、横浜東から植田までの側道があります。

ちょっとまずお聞きしたいのは、以前、10年以上前かな、15年くらい前に完成して、いろいろと使って、不便なところも見えてきております。

そうした中で、まず一点お聞きしたいのは、NEXCO西日本道路公団が工事をし、土地を改修して、それが坂町に、終わったら町に移管する、寄附するというんですかね、坂町にもらうというような形にまたなるんだろうと思います。その辺はどういうふうに、町が願いますんですかね。その辺をちょっとお聞きしたかった。

要は、町がやっぱり側道は地元ということで、そうじゃなくて、国のほうで、国のほうから地元に寄附したほうがええんですよというような仕組みで回るんか、その辺ではっきり、ある程度、こういうときには必ず地元に、自治体に寄附するんですよというふうになつとるんか、その辺をまず一点お聞きします。

○議長（川本英輔議員） 本家産業建設課長。

○産業建設課長（本家正博君） お答えいたします。

用地の件についてでございますけども、まず側道線といいましても、今回の側道線につきましては、NEXCO西日本が計画しておりますのり面内の小段部に計画している道路になります。ですから、本線の横に道路が別途に走るというのではなく、そののり面の中に側道が走るといような計画になっております。

また、用地につきましても、これについては、今現在では調整中のところもございしますが、いわゆる道路の部分につきましては、NEXCOさんの財産を所有しておられます機構さんのほうから買収していただくようにというふうに、今、お話のほうは受けて、検討、調整を進めているところでございます。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 中議員。

○10番（中 雅洋議員） 要はNEXCOが買うんだけど、買って造るんだけど、最終的には町に寄附されるような道路にもちろんなるんでしょ。その辺をちょっと聞きたい。

○議長（川本英輔議員） 本家課長。

○産業建設課長（本家正博君） お答えいたします。

寄附して道路になるというのではなくて、町もその道路部分を負担して、工事をNEXCOさんのほうにお願いするといったような形になろうかと思います。

また、その際の用地の取扱いについては、のり面については、やはり主要部分が高速道路にかかる部分がありますので、そこは、今、どのように取り扱うというのはNEXCOと町のほうで調整しておりますけども、最後ののり面の管理については、やはり影響が高速道路に大きい場合というふうになれば、NEXCOのほうで持つようになるのではないかとこのところは考えております。

以上です。

議長（川本英輔議員） 中議員。

○10番（中 雅洋議員） どうもちょっと私の勘違いかな。

じゃあ横浜東と植田までの側道、これはじゃあ完全に無償でいただいたというような道路じゃないんですね。そういうことで、今度、植田－水尻も何ぼか負担するというふうに理解しとってええんですか、側道に関しては。

○議長（川本英輔議員） 本家課長。

○産業建設課長（本家正博君） お答えいたします。

先ほど来より申しておりますように、今回の植田－水尻側道線を町が計画して、その計画したことによって増工する部分については、町のほうが負担をしなければならぬということでございます。

以上です。

議長（川本英輔議員） 中議員。

○10番（中 雅洋議員） じゃあもうちょっと具体的に、山側を通ることみたいですが、山側だったら、周りに住居がないと。その辺を歩いていくんだというふうに理解しとけばいいんですか、水尻まで。

○議長（川本英輔議員） 本家課長。

○産業建設課長（本家正博君） お答えいたします。

山側ののり面部の小段になりますので、家屋のほうはございません。

以上です。

議長（川本英輔議員） 中議員。

○10番（中 雅洋議員） あと最後になりますが、以前、町長にもお聞きしたんですが、せっかく水尻まで側道が延びるということで、答弁にもありましたが、便利よく

なると。最終的に、いざいうときに、国道31号の代わりに使えるというあれがあったんですが、ちょっとやはり気になるのは市街化調整区域、あんまり上のほうまでは必要ないかとは思うんだけど、側道が来たそこから下ぐらいまではやっぱり市街化調整区域、今から何年ぐらいあるんですかね、7年ぐらいあるんですかね、その間に住民のほう要望するとかいうふうになれば、検討されたほうが、もちろん水尻駅もありますし、ベイサイドビーチもありますし、その辺はまたそういう状況になれば、やっぱり市街化調整区域、もちろん下水道もやったりせんにゃいけん、それも補助があるんだらうから、そんなんも含めて検討をされるというふうに、地元の声がありゃ、その辺はそういうふうにとていいんですか。それを最後にお聞きします。

○議長（川本英輔議員） 西谷都市計画課長。

○都市計画課長（西谷伸治君） お答えいたします。

水尻地区の市街化調整区域をどうするかというところになるんですけども、そちらのほうは広島県のほうを取りまとめて、市街化区域を坂町は幾らみたいな形で割り振るといふか、そういった上限といふか、そういったものがまずあります。

その中で、市街化区域とする場合におきましては、飛び地というのがなかなか認めにくいという話も聞いております。

また、現在、少子高齢化といふか、人口が減少する中で、日本全国といふか、広島県でも市街化区域を減らしたり、そういった形でコンパクトシティを目指しているといふところも聞いております。

状況のほうは、数年後、10年後になるか分からないんですけども、その状況状況によって、広島県のほうの都市計画と話をしながら、そちらのほうの人口増を図れるのであれば、計画のほうはするべきではないかとは考えておりますが、今のところはちょっと未確定なので、そういった話にさせておいていただければと思います。よろしく申し上げます。

○議長（川本英輔議員） 以上で、一般質問を終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。

本定例会の会期は12月8日までとしておりますが、坂町議会会議規則第7条の規定により、本日で閉会したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(川本英輔議員) 異議なし、と認めます。

本定例会は本日で閉会することに決定をいたしました。

最後に、町長から発言を求められております。

吉田町長。

○町長(吉田隆行君) 令和2年第11回坂町議会定例会が閉会するに当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

今定例会にお願いをいたしました案件につきましては、いずれも原案のとおり御決定をいただきまして、厚く御礼を申し上げます。

なお、皆様より賜りました御意見につきましては、十分検討をいたしまして、これからの町政の執行に反映をさせていく所存でございます。

私も7期目が平成29年2月8日からスタートしまして、間もなく7期目が終了しようとしています。議員の皆様方には、町政の推進につきまして、深い御理解と御協力を賜りましたことにつきまして、本当に厚くお礼を申し上げたいと思います。

特に平成30年西日本豪雨災害では、坂町は甚大な被害が発生をいたしました。これらの応急・復旧、それから本格的な復旧につきまして、議会の皆様方の本当に力強い御協力をいただいたおかげをもちまして、何とか復旧のほうも進んできております。このことにつきましても、深く感謝とお礼を申し上げる次第でございます。

定例会はこの12月定例会で最後となるわけでございますけれども、また8期目も立候補する決意をいたしております。またこの議場で皆様と再会できるように、私も一生懸命選挙に向けて頑張っていく所存でございます。本当にありがとうございました。

これからますます寒さも厳しくなっていますが、皆様方におかれましては御自愛をくださいますとともに、御多幸な新年をお迎えされますことを心から祈念をいたしまして、御礼の御挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長(川本英輔議員) これにて、令和2年第11回坂町議会定例会を閉会します。

御苦勞でございました。

○議会事務局長(西谷信樹君) 皆様、御起立をお願いいたします。

(起 立)

○議会議務局長（西谷信樹君） 互礼。

(閉会 午後 2 時 0 6 分)